

堺市公報 第208号	令和4年3月4日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	8
○道路法に基づく市道の区域変更について 【建設局土木部路政課】	8
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	11
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	13
○車両制限令第3条第1項第2号に規定する道路の追加指定について 【建設局土木部路政課】	15
○車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路の追加指定等について 【建設局土木部路政課】	15
○自転車等放置禁止区域の指定の一部を改正する告示 【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】	16
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	19
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	20
○堺市立日高少年自然の家の休館日について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	23
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程 の一部を改正する規程	
【上下水道局経営企画室】	24
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25

告 示

堺市告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776401941
事業所名称	さくらさくケアプランセンター
事業所所在地	堺市南区庭代台1-41-4
指定の申請者	株式会社輝風
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区菱木三丁2510番地21
代表者名	山田誠
指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776004182
事業所名称	ファインケアサービス
事業所所在地	堺市堺区田出井町1番3-2605号
指定の申請者	株式会社F i n e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区田出井町1番3-2605号
代表者名	柳田栄吾

指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776004166
事業所名称	ふれんど
事業所所在地	堺市堺区一条通19番23号
指定の申請者	一般社団法人朋友会
主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市西山台二丁目12番20号
代表者名	久吉哲哉
指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776004174
事業所名称	アシストライフ アルク
事業所所在地	堺市堺区翁橋町一丁目10番14号 アルデビル1階
指定の申請者	合同会社あすかウィングス
主たる事務所の所在地	大阪府高槻市安岡寺町五丁目46番11号
代表者名	山口芳久
指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766090530
事業所名称	訪問看護ステーションセカンド・ケア
事業所所在地	堺市堺区南花田口町二丁目3番20号 三共堺東ビル7階
指定の申請者	株式会社セカンド・ケア
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳南町五丁目700番地3
代表者名	中林宏

指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776103679
事業所名称	クローバーコーポレーション
事業所所在地	堺市中区深井中町1964番地5
指定の申請者	合同会社クローバーコーポレーション
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1964番地5
代表者名	金澤博
指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103679
事業所名称	クローバーコーポレーション
事業所所在地	堺市中区深井中町1964番地5
指定の申請者	合同会社クローバーコーポレーション
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1964番地5
代表者名	金澤博
指定年月日	令和4年2月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

~~~~~

堺市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090530                |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションセカンド・ケア         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区南花田口町二丁3番20号 三共堺東ビル7階 |
| 指定の申請者     | 株式会社セカンド・ケア               |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳南町五丁700番地3        |
| 代表者名       | 中林宏                       |
| 指定年月日      | 令和4年2月1日                  |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                  |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103679         |
| 事業所名称      | クローバーコーポレーション      |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井中町1964番地5    |
| 指定の申請者     | 合同会社クローバーコーポレーション  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井中町1964番地5 |
| 代表者名       | 金澤博                |
| 指定年月日      | 令和4年2月1日           |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与         |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103679         |
| 事業所名称      | クローバーコーポレーション      |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井中町1964番地5    |
| 指定の申請者     | 合同会社クローバーコーポレーション  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井中町1964番地5 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 代表者名    | 金澤博          |
| 指定年月日   | 令和4年2月1日     |
| サービスの種類 | 特定介護予防福祉用具販売 |

## 堺市告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                      | 事業内容   | 事業所名       | 事業所所在地               | 指定年月日    |
|--------------------------|--------|------------|----------------------|----------|
| 一般社団法人 朋友会               | 居宅介護   | ふれんど       | 大阪府堺市堺区一条通19番23号     | 令和4年2月1日 |
| 一般社団法人 朋友会               | 重度訪問介護 | ふれんど       | 大阪府堺市堺区一条通19番23号     | 令和4年2月1日 |
| 一般社団法人 朋友会               | 同行援護   | ふれんど       | 大阪府堺市堺区一条通19番23号     | 令和4年2月1日 |
| 株式会社 F i n e             | 居宅介護   | ファインケアサービス | 大阪府堺市堺区田出井町1番3-2605号 | 令和4年2月1日 |
| 株式会社 F i n e             | 重度訪問介護 | ファインケアサービス | 大阪府堺市堺区田出井町1番3-2605号 | 令和4年2月1日 |
| 合同会社 G i v i n g b a c k | 居宅介護   | エード介護      | 大阪府堺市東区日置荘原寺町51番地3   | 令和4年2月1日 |
| 合同会社 G i v i n g b a c k | 重度訪問介護 | エード介護      | 大阪府堺市東区日置荘原寺町51番地3   | 令和4年2月1日 |
| 合同会社 G i v i n g b a c k | 同行援護   | エード介護      | 大阪府堺市東区日置荘原寺町51番地3   | 令和4年2月1日 |

|                           |        |                 |                          |              |
|---------------------------|--------|-----------------|--------------------------|--------------|
| 合同会社 JMR                  | 共同生活援助 | グループホーム<br>めぐみ  | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥本町三丁406番地3 | 令和4年2月<br>1日 |
| 特定非営利活動法<br>人 グリーンレス<br>ト | 行動援護   | ジーアール介護<br>センター | 大阪府堺市中区東八<br>田107番地2     | 令和4年2月<br>1日 |

堺市告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名               | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地               | 指定年月日        |
|-------------------|--------|-----------------|----------------------|--------------|
| 株式会社 ハート<br>フルサンク | 地域移行支援 | ハートフルサン<br>ク桃山台 | 大阪府堺市南区桃山<br>台三丁1番3号 | 令和4年2月<br>1日 |
| 株式会社 ハート<br>フルサンク | 地域定着支援 | ハートフルサン<br>ク桃山台 | 大阪府堺市南区桃山<br>台三丁1番3号 | 令和4年2月<br>1日 |

堺市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

別紙

### 道路区域変更調書

| 路線名           | から<br>区間<br>まで     | 旧<br>新 | 敷地の          |        | 備考      |
|---------------|--------------------|--------|--------------|--------|---------|
|               |                    |        | 幅員m          | 延長m    |         |
| 浜寺石津西浜寺石津中1号線 | 西区浜寺石津町西5丁305番1地先  | 旧      | 3.55<br>7.25 | 353.47 | (ハ0097) |
|               | 西区浜寺石津町中5丁735番2地先  | 新      | 3.55<br>7.25 | 353.47 |         |
|               | 西区浜寺諏訪森町西1丁22番12地先 | 新      | 18.00        | 284.00 |         |
|               | 西区浜寺諏訪森町中1丁39番27地先 |        |              |        |         |
| 浜寺石津船尾1号線     | 西区浜寺石津町中5丁668番2地先  | 旧      | 2.76<br>7.51 | 428.72 | (ハ0050) |
|               | 西区浜寺船尾町西1丁4番10地先   | 新      | 2.76<br>7.51 | 428.72 |         |
|               | 西区浜寺諏訪森町中1丁135番1地先 | 新      | 18.00        | 301.00 |         |
|               | 西区浜寺船尾町西1丁4番10地先   |        |              |        |         |



堺市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

### 道路区域変更調書

| 路線名         | 区間<br>から<br>まで                   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考   |
|-------------|----------------------------------|--------|--------------|-------|------|
|             |                                  |        | 幅員m          | 延長m   |      |
| 神石市之町上野芝1号線 | 堺区神石市之町307番4地先<br>堺区神石市之町307番4地先 | 旧      | 4.18<br>7.55 | 12.64 | 加127 |
|             |                                  | 新      | 4.18<br>5.71 | 12.64 |      |



堺市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類       | 市道       |
| 2 | 路線名         | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の   |      | 備考    |
|---------|----------------|--------|-------|------|-------|
|         |                |        | 幅員m   | 延長m  |       |
| 松屋南島3号線 | 堺区松屋町2丁61番8地先  | 旧      | 8.00  | 9.88 | 70005 |
|         | 堺区松屋町2丁60番地先   | 新      | 25.00 | 9.88 |       |



堺市告示第69号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が25トンである道路を次のとおり指定する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名           | 区間                                             |
|---------------|------------------------------------------------|
| 大阪府道29号大阪臨海線  | 大阪府堺市西区石津西町27番2地先から<br>大阪府堺市西区石津西町5番3地先まで      |
| 堺市道出島西1号線     | 大阪府堺市堺区出島西町3番14地先から<br>大阪府堺市堺区出島西町3番15地先まで     |
| 堺市道出島西2号線     | 大阪府堺市堺区出島西町3番18地先から<br>大阪府堺市堺区出島西町3番37地先まで     |
| 堺市道築港浜寺西2号線   | 大阪府堺市西区築港浜寺西町10番8地先から<br>大阪府堺市西区築港浜寺西町19番4地先まで |
| 堺市道石津西1号線     | 大阪府堺市西区石津西町5番地先から<br>大阪府堺市西区石津西町29番2地先まで       |
| 堺市道築港新町9号線    | 大阪府堺市西区築港新町1丁5番16地先から<br>大阪府堺市西区築港新町1丁5番22地先まで |
| 堺市道津久野18号線    | 大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1地先から<br>大阪府堺市西区津久野町1丁27番1地先まで  |
| 大阪府道61号堺かつらぎ線 | 大阪府堺市西区家原寺町1丁133番1地先から<br>大阪府堺市西区草部1865番地先まで   |

2 指定する期日

令和4年4月1日

堺市告示第70号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を1のとおり指定し、及び同令第10条第1項の規定により、当該道路について高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を3のとおり定める。

令和4年3月4日

堺市長 永藤英機

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名          | 区間                                             |
|--------------|------------------------------------------------|
| 大阪府道35号堺富田林線 | 大阪府堺市北区長曾根町3083番17地先から<br>大阪府堺市北区金岡町1955番7地先まで |

2 指定する期日

令和4年4月1日

3 車両の通行方法の定め

(1) 走行位置の指定

トンネル等上空に障害物がある箇所では、車両が車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木その他の上空の障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒の措置

縦0.12メートル以上横0.23メートル以上又は縦0.23メートル以上横0.12メートル以上の大きさの黒色の板等に反射塗装その他の反射性を有する材料により黄色で「背高」と表示した標識を車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

あらかじめ道路情報を収集するとともに、上空に障害物がないことを確認の上走行すること。

~~~~~  
堺市告示第71号

自転車等放置禁止区域の指定について（平成24年告示323号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月4日

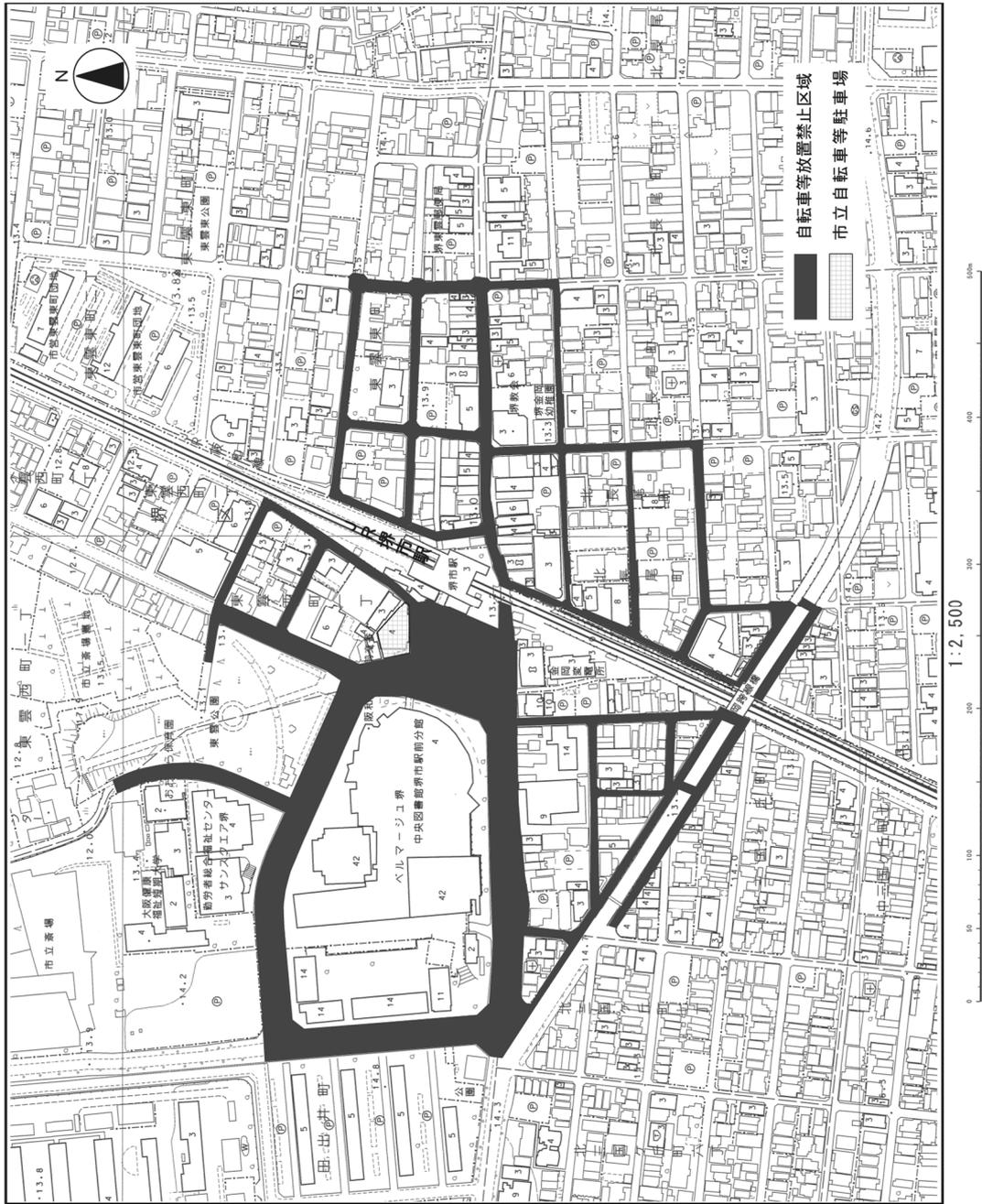
堺市長 永 藤 英 機

本則の表堺市駅周辺の項中「赤色で」を削る。

堺市駅周辺の別図を次のように改める。

（次のよう 別記）

02 堺市駅周辺自転車等放置禁止区域図



公 告

堺市公告第126号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
高反応消石灰（令和4年度上半期分）（年間単価契約）
920 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年1月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社岡畑
代表取締役 岡畑 芳樹
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町1丁37
- 5 落札金額
¥38,500—（1 t当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年12月1日



堺市公告第127号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京都千代田区九段北四丁目2番38号
常盤工業株式会社
代表取締役 齊藤 健
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
大阪府堺市南区畑827番1の一部及び827番3の一部
- 3 廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
がれき類
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く（以上1種類）
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
積替え・保管場所の面積 204.32m²
積替えのための保管上限 118.42m³

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和4年3月4日（金）から令和4年4月2日（土）まで
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第128号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第17条第1項第2号の規定  
に基づき、堺市立日高少年自然の家の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項にお  
いて準用する同条例第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

休館日 令和4年3月23日（水）から同月31日（木）まで

~~~~~

堺市公告第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの
で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区北余部326番1から326番10まで及び333番1から333番9まで並びに地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田46番地
株式会社誠建設工業
代表取締役 小島 一誠

~~~~~

堺市公告第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

南区榎塚台一丁9番1の一部及び9番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市早苗町6番9号  
学校法人吉川学園  
理事長 吉川 巧一

~~~~~

堺市公告第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深井水池町2855番4、2855番17、2856番1及び2856番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深井水池町2856番地

東尾 明

大阪府堺市中区深井水池町2856番地

東尾 ひとみ

~~~~~

堺市公告第132号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

教職員情報システム改修業務（共済組合法等改正対応） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年1月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 大阪第一統括ビジネス部  
統括部長 服部 拓  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 関西システムラボラトリ

- 5 随意契約に係る契約金額  
¥50,378,075—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月4日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第2号

堺市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成20年上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市上下水道局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

る条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 上下水道局公告

### 堺市上下水道局公告第46号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|               |                |
|---------------|----------------|
| 指 定 番 号       | 第598号          |
| 廃 止 年 月 日     | 令和4年2月10日      |
| 事 業 者 の 名 称   | 有限会社ユタカクリエイト   |
| 事 業 者 の 住 所   | 和泉市王子町1丁目1番21号 |
| 代 表 者 の 職 氏 名 | 代表取締役 西田 寛     |
| 事 業 所 の 名 称   | 有限会社ユタカクリエイト   |
| 事 業 所 の 所 在 地 | 和泉市王子町1丁目1番21号 |